

みのり園居宅介護支援センター運営規程

(平成13. 7. 30規程第7号)

施行 平成13. 9. 1

改正	平成13. 8. 29規程第21号	平成14. 2. 14規程第37号
	平成14. 5. 22規程第2号	平成15. 8. 29規程第19号
	平成16. 1. 30規程第31号	平成16. 4. 30規程第1号
	平成17. 3. 29規程第22号	平成18. 4. 28規程第1号
	平成18. 7. 28規程第16号	平成19. 3. 27規程第21号
	平成20. 3. 25報告第1号	平成20. 5. 23報告第1号
	平成21. 5. 22報告第1号	平成24. 5. 25報告第1号
	平成26. 3. 27規程第20号	平成27. 3. 19報告第4号
	平成28. 3. 23規程第11号	令和2. 12. 10報告第2号
	令和5. 3. 17規程第12号	令和6. 3. 17報告第6号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊田みのり福祉会（以下「法人」という。）が開設するみのり園居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特使を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状態やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 みのり園居宅介護支援センター
- ② 所在地 豊田市中根町男松79番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤職員 介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

② 介護支援専門員 4名以上（うち1名管理者兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（事業の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅
- ② 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会居宅サービスガイドライン方式
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回以上
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 200円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上 300円

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第7条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に開催する。
- （4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、豊田市の別紙に記載する区域とする。

（事故発生時の対応）

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければ

ならない。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成14. 2. 14規程第37号)

この規程は、平成14年2月15日から施行する。

附 則(平成15. 8. 29規程第19号)

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成16. 4. 30規程第1号)

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成18. 4. 28規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19. 3. 27規程第21号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20. 5. 23報告第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24. 5. 25報告第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27. 3. 19報告第4号)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(令和2. 12. 10報告第2号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和6. 3. 17報告第6号)

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則(平成13. 8. 29規程第21号)

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成14. 5. 22規程第2号)

この規程は、平成14年5月23日から施行する。

附 則(平成16. 1. 30規程第31号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17. 3. 29規程第22号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18. 7. 28規程第16号)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20. 3. 25報告第1号)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21. 5. 22報告第1号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26. 3. 27規程第20号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28. 3. 23規程第11号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5. 3. 規程第12号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。